

要害の2急傾斜地崩壊対策事業に関する 工事説明会

令和6年2月21日

宮城県 仙台土木事務所
河川砂防第二班

- 急傾斜地の崩壊対策は、本来、崖の所有者や管理者が自ら実施することを原則としている。
- 所有者等が対策工事を行うことが困難又は不適當な場合※には、「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年7月法律57号)」に基づく急傾斜地崩壊対策事業により、県が対策工事を実施することができる。
- 県が対策箇所を「**急傾斜地崩壊危険区域**」に指定した上で、対策事業を実施します。
- 対策事業は私有地の保全を目的に実施するものであることから、要望者(受益者)が事業費の一部を負担することになっています。

(参考)所有者等が対策工事を行うことが困難又は不適當な場合(以下、採択要件)

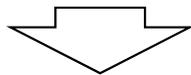
- 急傾斜地の高さが5m以上であること。
- 移転適地がないこと。
- 人家おおむね5戸(公共的建物を含む)以上に倒壊等著しい被害を及ぼす恐れのあるもの。
- 市町村地域防災計画に位置つけられている避難場所(避難場所のみであっても)に倒壊等著しい被害を及ぼす恐れのあるもの。

● 事業実施までの流れ

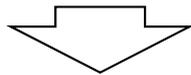
住民の方々から市町村に対して要望書を提出



市町村から県へ事業実施の依頼



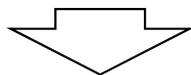
県が要望箇所を調査し、事業採択要件を満たしているか確認



対策工事の計画策定・用地貸借する地権者の確認



地権者からの対策工事の同意を得る(同意書に捺印)



工事開始

- 県が対策箇所を「**急傾斜地崩壊危険区域**」に指定した上で、対策事業を実施します。
- 対策事業は私有地の保全を目的に実施するものであることから、要望者(受益者)が事業費の一部を負担することになっています。

● 急傾斜地(レッドゾーン)

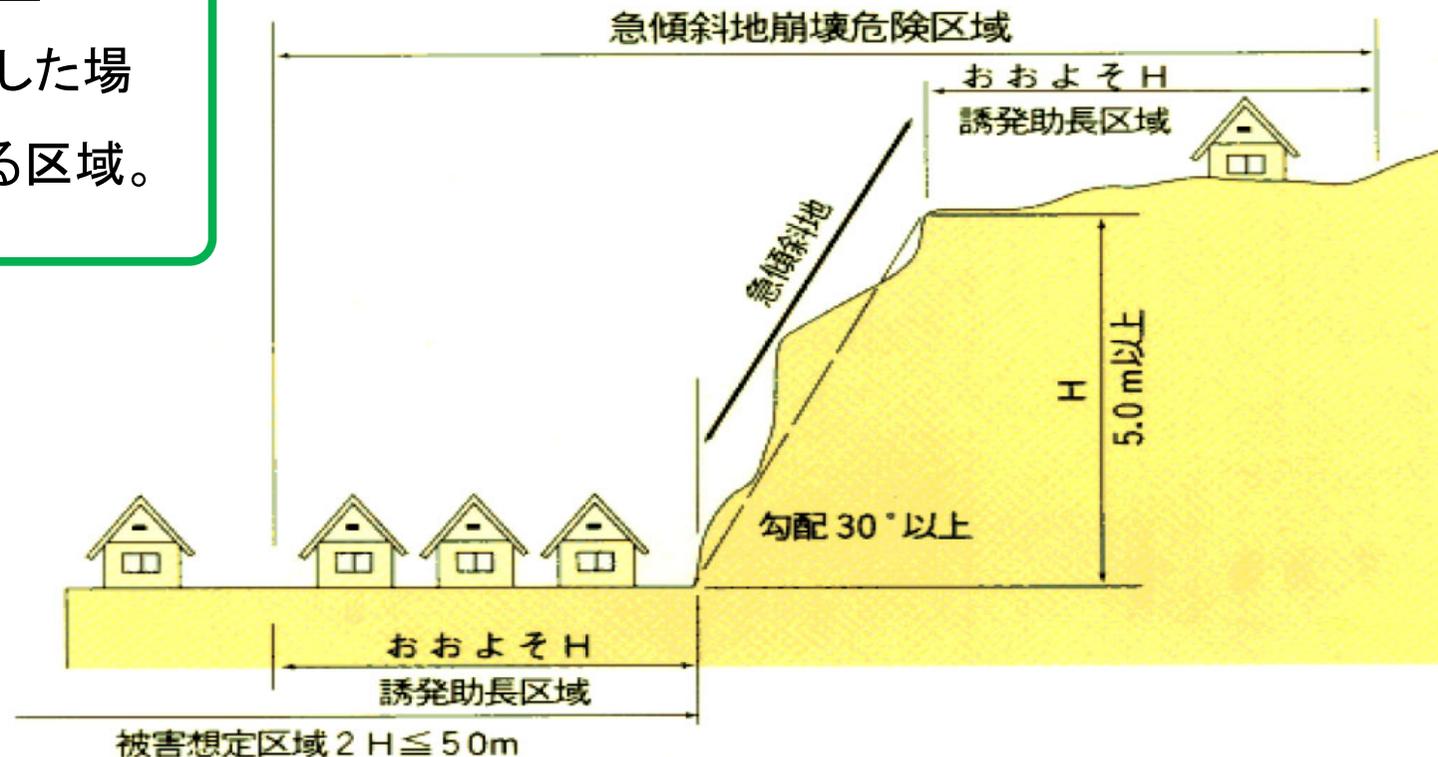
- ・指定条件を満たした範囲
(斜面高さ5m, 斜面角度 30° 以上)。
- ・区域内での行為が制限される。

● 被害区域(グリーンゾーン)

急傾斜地(レッドゾーン)が崩壊した場合に土砂が到達する恐れのある区域。

● 誘発助長区域(イエローゾーン)

この区域で掘削等の行為を行うと、急傾斜地(レッドゾーン)の崩壊が助長され、又は誘発される恐れがある区域。区域内の行為が制限される。

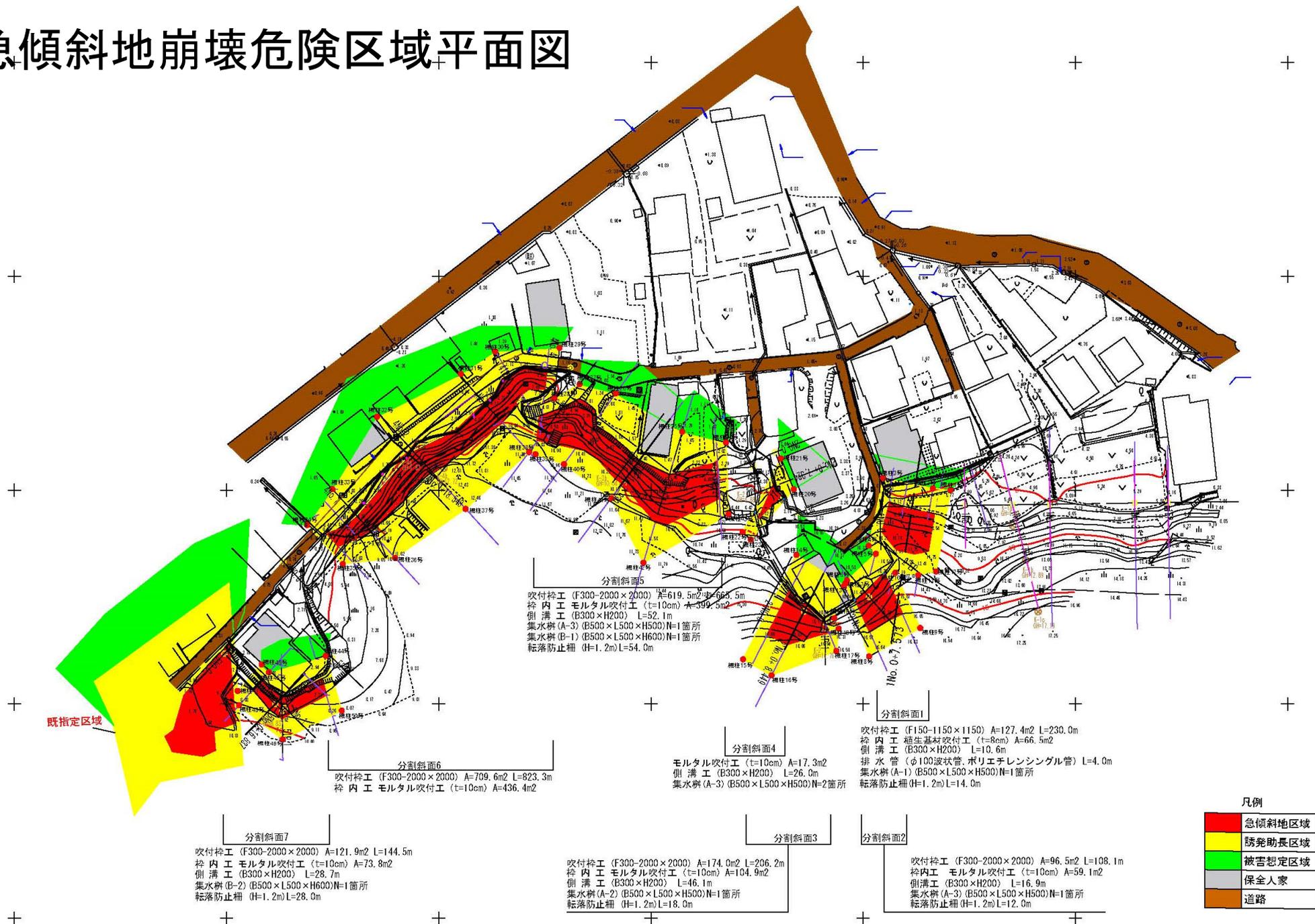


制限を受ける主な行為

- 水を放流し、または停滞させる行為、その他水の浸透を助長する行為
- 急傾斜地崩壊防止施設以外の施設または工作物の設置または改造する行為
- のり切、切土、掘削または盛土
- 立木竹の伐採
- 木竹の滑下又は地引による搬出
- 土石の採取又は集積
- 上記以外の急傾斜地の崩壊を助長し、又は誘発する恐れのある行為

⇒ 上記の行為を行う場合には、県土木事務所までご相談ください。

急傾斜地崩壊危険区域平面図

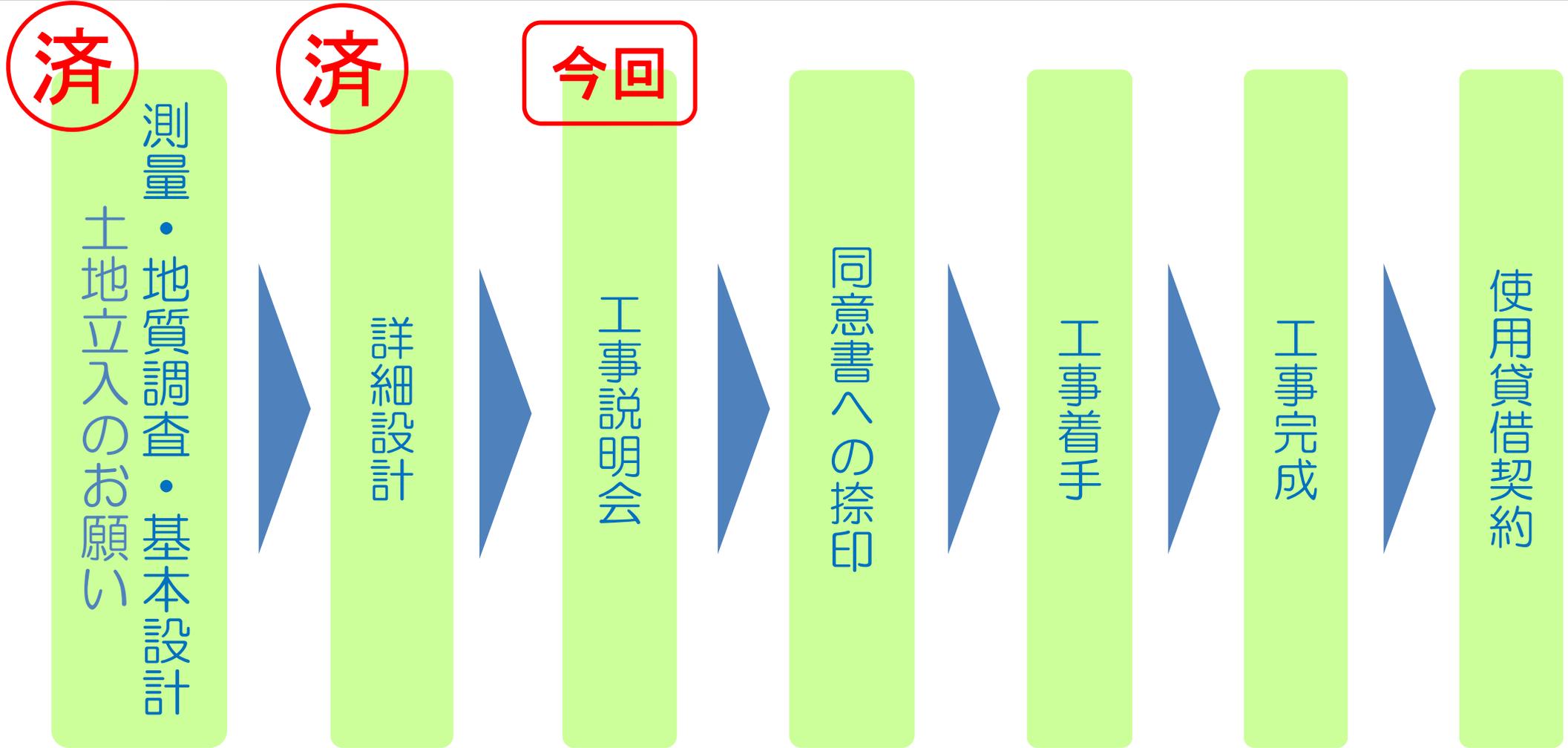


要害の2急傾斜地崩壊対策工事について

今回の整備は、七ヶ浜町東宮浜字左道地区にある法面を整備するものです。

当該事業区間は住民の方々より対策防止の要望が寄せられ、また、令和元年の東日本台風により一部の法面が崩れたことから、今後も崩壊の恐れがあるため、斜面を保全する対策が必要なことから急傾斜地崩壊対策を行い、近隣住民の方々の安全確保を図ります。





工事や日常の維持管理及び工事完成後の使用貸借契約の締結に関する同意書

令和6年3月上旬に着手予定

平面図



吹付法砕工 施工状況写真(イメージ)



○仮設防護柵設置



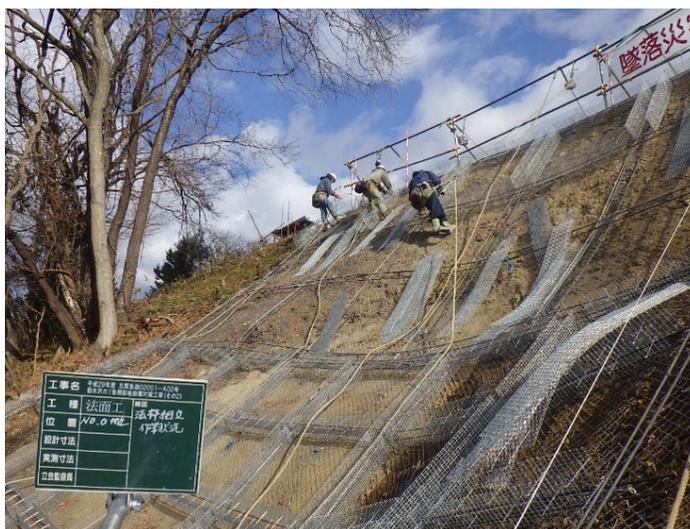
→ ○伐採



→ ○ロープ足場設置



○人力掘削



→ ○型枠設置



→ ○アンカー設置

吹付法枠工・鉄筋挿入工 施工状況写真(イメージ)



○吹付法枠工



→ ○養生



→ ○吹付法枠完成



○鉄筋挿入工



→ ○枠内吹付工

法枠と鉄筋挿入により，斜面の崩壊を防止する。



工事について、ご理解とご協力をお願いいたします。

不明な点は下記までご連絡ください。

問い合わせ先

<急傾斜地崩壊対策事業に関する事>

宮城県 仙台土木事務所 河川砂防第二班

電話：022-297-4172

<その他に関する事>

七ヶ浜町建設課管理係

電話：022-357-7441